

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
1	目次	「資料編「7.用語解説」に解説を設けた用語を、本文で初めて示す箇所には「*」を付記しています。」との事ですが、「本文で初めて示す箇所」ですと、途中から内容確認した場合など、用語解説に掲載あるかどうか本文中で確認出来なくなります。「*」が多数あると文章見難くなる様であれば下線付き等に変更し、「どのページでも用語解説掲載有無が分かる」様な対応を宜しく御願い致します。	用語解説については、本文で初めて示す箇所での用語についてご理解いただけるものと考え、原案のとおりといたします。
2	第1章 計画の基本的事項 2. 周南市の環境をとりまく社会の動向 P3-P5	「SDGs(持続可能な開発目標)」「カーボンニュートラル(炭素中立)」「サーキュラーエコノミー(循環経済)」「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の説明となっております。当該4語句は巻末「資料編」の「7.用語解説」にも掲載ありますが、P3-P5の方が具体的説明となっていると感じます。「7.用語解説」の当該4語句説明文に、「詳細:P〇参照」と言った説明を追加するのが適切、と考えます。	ご意見のとおり、本文中の説明と用語解説は内容が重複している部分もありますが、用語解説は単語の意味を端的に説明しており、本文の説明とは分けて考えるため、原案のとおりといたします。
3	第1章 計画の基本的事項 3. 環境に関する市民の意見 P9、P10	「市民アンケートにより調査しました。」との記述あります。恐らくは、巻末「資料編」「1. 周南市の環境に関するアンケート結果」で取り上げているアンケートを指すと思われますが、本文中にも「アンケート詳細:巻末「資料編」」といった記述が必要と考えます。	ご意見を踏まえ、P9に「 アンケート調査結果の詳細については、資料編に掲載しています。 」と追記します。
4		市民アンケートの結果から当基本計画の内容を決定しているとの事ですが、「資料編」で確認しますに当該市民アンケート、「郵送による回答収集」で「回収率 31.7%」となっており、又、回答者の年齢構成・居住地域に偏りも見られます(資2)。年齢構成・居住地域の偏りを考慮するのは困難と感じますが、回答率31%=1/3以下のアンケートを政策に反映する危険性、又回答率の低さ=当該問題に対する市民の関心の低さを重々認識して当該基本計画(素案)修正・計画に沿った施策実施を宜しく御願い致します。	本アンケートの結果は統計学的に有意であると認識していますが、ご指摘の点については、十分に配慮したうえで、施策を進めてまいります。
5	第2章 周南市の概況 P15-24	当市の概況の判断に誤りはないと認識しておりますが、記載内容再度御確認宜しく御願い致します。	記載内容について確認いたしました。

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
6	第3章 周南市の目指す環境像と基本方針 P27-P30	「当市の目指す環境像と基本方針」の「目指す環境像及び5つの基本方針-15の基本施策-42の推進施策」に大きな抜け等はないと思います(個々のページで指摘するかもしれませんが)、記載内容再度御確認宜しく御願い致します。	記載内容について確認いたしました。
7	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応 基本施策1-1 クリーンエネルギーへの転換 P35-38	P38の「指標」で「市域における再生可能エネルギー設備導入容量」があげられていますが、現時点で数年後導入予定がはっきりしている設備等が存在するはずで、その導入予定容量を明示するべきと考えます。	本計画は10年間の計画となるため、再生可能エネルギー設備導入については、方向性や施策を示すものいたします。 市域における再生可能エネルギー設備導入容量につきましては、資源エネルギー庁の情報公表用ウェブサイトから把握しているため、計画段階の発電事業の記載は困難です。
8		指標が「再生可能エネルギー設備導入容量」ですので各種設備全てが導入対象と考えます。本文中に掲載の無い再生可能エネルギー設備の導入も積極的に御検討宜しく御願い致します。 <例(あくまで例)> 小水力発電、下水設備での発生ガス・污泥燃焼発電、小型風力発電	本計画の指標としております「再生可能エネルギー設備導入容量」はメガソーラーや小水力発電、メタン発酵ガスによる発電、小型風力発電についても含めた数値を目標値としており、今後も再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。
9		「大規模設備(メガソーラー)」については記載がない=当計画では導入を考えていない、と認識しておりますが、県外事業者の計画持込み等も考えられます。他の項目で触れていると思いますが、当項で「大規模再生可能エネルギー設備の自然環境への影響(への対応)」について僅かでも記述した方が良いのではと感じます。	ご意見を踏まえ、P35の本文に以下のとおり追記し、修正します。 「本市では近年、太陽光発電設備やバイオマス発電設備の導入が急速に進んでいますが、脱炭素社会の実現に向けては更なる導入の拡大が必要です。 <u>ただし、大規模な開発事業を伴うメガソーラー等の導入については、環境影響評価(環境アセスメント)等に基づいた、十分な環境への配慮が求められます。</u> <u>一方で、再生可能エネルギーの「固定価格買取制度(FIT)」による買取期間の満了に伴う設備の廃止や追加導入の見送りが懸念されます。」</u>

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
10	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応 基本施策1-1 クリーンエネルギーへの転換 P38	本文中に「FCV の普及促進を図ります」とあります。普及促進を図るのであれば、普及状況を示す数値を指標に設けるべきと考えます。	FCVの普及状況を示す指標につきましては、FCVが水素利活用機器としても考えられることから、「水素利活用計画」に記載しているため、原案のとおりといたします。
11	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応 基本施策1-1 クリーンエネルギーへの転換 P38	「市域における再生可能エネルギー設備導入容量」を指標にしていますので、「当該導入容量達成で削減される排出量」を明示すべき、と考えます。	再生可能エネルギー導入容量(kW)を削減量(t-CO ₂)に換算することについては、種別により換算方法が異なることや、発電した電力の消費地域が不明確なため、原案のとおりといたします。
12	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応 基本施策1-2 省エネルギー対策の推進 P39-P42	「温室効果ガス排出量」が多数表記されておりますが、どこかに「算出基準」を明示すべき、と考えます。	ご意見を踏まえ、P39に「 <u>市域における温室効果ガスの排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」に基づき、各種統計資料から推定しています。</u> 」と追記します。
13	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応 基本施策1-3 気候変動の影響に備える適応策の推進 P43-P47	「地球温暖化/地球沸騰化」、の結果の「猛暑酷暑」の対応が多い、と認識致しました。 指標となっております「周南市涼みの駅の登録施設数」以外の猛暑酷暑対策を、基本計画への明示、あるいは施策実行時の御対応御検討御対応宜しく御願ひ致します。 ＜例(あくまで例)＞ 市街地の自動道路散水、道路舗装時保水性素材使用、放置水田の夏季保水	気候変動に伴う猛暑日への対応については、「推進施策1-3-2 暮らしや健康に関する影響への適応策の推進」及び「推進施策1-3-3 産業に関する影響への適応策の推進」の中に明示しており、これらに基づき取り組んでまいります。 ご提示いただいた対策案(例)につきましては、今後の参考にさせていただきます。

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
14	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応 基本施策1-3 気候変動の影響に備える適応策の推進 P43-P47	地球温暖化/地球沸騰化による災害の予想は困難と思いますが、大雨・豪雨による山間地災害発生は各地で報告され、降雨以外の原因(鹿等による緑地減-土壌露出-従来より少量の降雨で崩壊 等)の報告もあります。 山間地の定期的調査を基本計画に明示、あるいは施策実行時の御対応御検討御対応宜しく御願い致します。	本計画においては、気候変動に伴う自然災害に対する推進施策について記載しており、気候変動と山間地の定期調査との関連が現時点では不明瞭なため、原案のとおりといたします。
15	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針2 循環型社会の形成 基本施策2-1 市民、事業者と協働で取り組む3Rの推進 P49	「リサイクル率」の定義を明示すべきと考えます。 行政で把握できる範囲での「リサイクル(率)」ですと、企業がポイント等付与して資源物回収を拡大した場合、数字上の「リサイクル率」が低下する可能性があります。 定義明示の上、あるべき姿(行政・企業全体でのリサイクル推進)を進めるべきと考えます。	リサイクル率とは、ごみの排出量に対するリサイクルされたごみの割合を示す数値であり、本計画において特別に設定した数値ではないため、定義については明示しておりません。 なお、企業が実施する資源回収の取り組みが拡大した場合、市が把握できるリサイクル率に影響を与える可能性はあります。 行政、企業全体でリサイクルを推進していくために、地域や企業の取り組みを支援し、協働で3R推進を図るべきと考えております。
16	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針2 循環型社会の形成 基本施策2-1 市民、事業者と協働で取り組む3Rの推進 P52	「環境館の利用促進」の記述ありますが、環境館、市民が気兼ね無く使用出来る立地とは思えません。施策実施時は他施設(市街地施設)と連携した対応を宜しく御願い致します。	循環型社会形成のため、ごみの減量化やリサイクル意識の高揚等の啓発を効果的に行えるよう、環境館の利用促進と同時に他施設との連携も検討しながら進めてまいります。
17	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針2 循環型社会の形成 基本施策2-2 適正な一般廃棄物処理システムの確立 P54-P55	適切な御対応を宜しく御願い致します。	本計画及びその他の関連計画等に基づき適切に対応してまいります。

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
18	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針3 生物多様性の保全・自然共生 基本施策3-1 生態系の健全性の回復 P61	「農地の保全」を言いつつ、耕作放棄地についての記述がありません。基本計画への追記、実政策での御対応を宜しく御願ひ致します。	ご意見を踏まえ、P62「市民、事業者に求められる取組」に「 農地の適正な利用と管理を行います。 」と追記します。
19	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針3 生物多様性の保全・自然共生 基本施策3-2 自然を活用した地域づくり P64	徳山下松港内で創出されたCO2 吸収量を「ブルークレジット」として発行・取引することで、カーボンニュートラルに役立てるのであれば、発行取引実績を指標とすべきと考えます。	カーボン・クレジットの導入推進は生物多様性しゅうなん戦略の施策としての位置づけであり、徳山下松港内の地域資源の保全活動の活性化、持続性確保を目的としていることから、発行取引実績を指標とすることは適当ではないと考えるため、原案のとおりいたします。
20	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針3 生物多様性の保全・自然共生 基本施策3-2 自然を活用した地域づくり P65	「棚田には多面的な機能があり、雨水を貯留したり、土砂崩壊を防止する機能もあることから、棚田の保全は防災・減災対策にもなります。」と言うのであれば、棚田面積の現状維持を指標とすべきと考えます。	棚田を含め農地の保全活動の推進については「多面的機能支払認定農用地面積」を指標にしているため、原案のとおりいたします。
21	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針4 生活環境の保全 基本施策4-1 大気環境の保全 P69	光化学オキシダント(OX)は、いずれの年度・地点も環境基準を達成できていないのであれば、環境基準達成を指標とすべきではないのでしょうか。 指標としないのであればその理由を基本計画に明示すべきと考えます。	光化学オキシダントは、大気汚染防止法に基づき、県が継続的に測定している項目の一つです。 市では、企業と締結している環境保全協定に基づき、光化学オキシダントの発生に間接的に関わっている工場排出ガスを監視しているため、本計画の指標として「環境保全協定に基づく工場排出ガスの協定値超過件数」が適切と考え設定しています。
22	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針4 生活環境の保全 基本施策4-2 水環境の保全 P74	「表4-4」は2021年度までの実績値ですが、「指標」では「現状値(2022年度値)」となっております。 「表4-4」も2022年度値を明示すべきと考えます。	ご意見のとおり修正いたします。
23	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針4 生活環境の保全 基本施策4-3 騒音・振動の防止 P76	「表4-5 環境騒音の環境基準の達成状況」は2021年度までの実績値ですが、「指標」では「環境騒音の環境基準超過地点数(一般地域)【6 地点中】」は「現状値(2023年度値)」となっております。 「表4-5」も2023年度値まで明示すべきと考えます。	ご意見のとおり修正いたします。

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
24	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針4 生活環境の保全 基本施策4-3 騒音・振動の防止 P77	「図4-23 自動車騒音常時監視結果の推移」は2022年度までの実績値ですが、「指標」では「自動車騒音の環境基準達成率」は「現状値(2023年度値)」となっております。 「図4-23」も2023年度値まで明示すべきと考えます。	ご意見のとおり修正いたします。 図4-24についても2023年度値に修正いたします。
25		「自動車騒音の環境基準達成率」ですが、全体の割合のみを指標としておりますが、「図4-24 2022(令和4)年度の自動車騒音常時監視結果(道路種別住居等戸数)」から「一般国道の基準値の超過割合が高く」なっていること明らかですので、重点的に対応する道路種類を明示して指標を作成すべきと考えます。	自動車騒音の調査につきましては、騒音規制法第18条に基づき実施していることから、全体の割合を指標とすることが適切だと考えるため、原案のとおりいたします。
26	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針4 生活環境の保全 基本施策4-3 騒音・振動の防止 P77	「図4-24 2022(令和4)年度の自動車騒音常時監視結果(道路種別住居等戸数)」は「高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市道」の4種類ですが、調査はこの4種類の道路でしか行われていないのでしょうか。 基本計画に説明追記が必要と考えます。	本調査の評価区間は高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市道の4種類であり、この評価区間については、環境省が通知している「自動車騒音常時監視マニュアル」等に準拠しています。 ご意見を踏まえ、P78「広域的な自動車騒音調査」に以下のとおり調査手法を追記し修正します。 「騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視を自動車騒音常時監視マニュアル等に基づき実施し、環境基準達成状況の確認として、市内沿線を年次計画的に測定して測定結果を公表します。」
27	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針4 生活環境の保全 基本施策4-4 快適な生活環境の形成 P79	「不法投棄をさせない環境づくりを進めていく必要があります。」とし、P79「図4-25 不法投棄対応件数の推移」と言う実績把握がされているなら、「不法投棄対応件数(の減少)」を指標とすべきと考えます。 (年度ごとに件数に差があるならば期間中の平均値等を指標とする、等。) 「不法投棄対応件数(の減少)」を指標としないならば、その理由の基本計画への明示が必要と考えます。	不法投棄件数は、年次による変動が大きく、平均値等の数値を用いて目標値とすることは適当でないと考えるため、原案のとおりいたします。 なお、不法投棄の対応件数については、毎年作成・公表している環境報告書に記載し、進捗状況を点検してまいります。
28	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針4 生活環境の保全 基本施策4-4 快適な生活環境の形成 P81	「生き物との適切な関係性の維持」の施策・指標が、「(野)犬」に関するものがほとんど、且つ「販売者に対する施策」が無いものとなっております。 犬に限らずペットの勝手な放出等は禁止であることの周知、販売者に対する通知指導広報教育他実施を基本計画に明示が必要と考えます。	「推進施策4-4-4 生き物との適切な関係性の維持」において、ペットの適正飼育について記載していることから、原案のとおりいたします。 また、販売者に対する周知・指導については、山口県の所管であることから記載しませんが、必要に応じて県と連携を図ってまいります。

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
29	第4章 目指す環境像を実現するための施策 基本方針4 生活環境の保全 基本施策4-4 快適な生活環境の形成 P83	人口減が進む中では、指標は「市民1人当たりの都市公園面積」ではなく「都市公園面積」とした方が適切、と感じます。	都市公園面積の指標につきましては、将来にわたって持続的に公園内施設の安全安心を確保し、適切な管理を行うため「市民1人当たりの都市公園面積」が適当であると考え、原案のとおりといたします。
30	計画全般	当該基本計画は「第3次」となっております。 2015(平成27)年策定の「第2次周南市環境基本計画」を引き継いでの基本計画、と思うのですが、「どこをどう引き継ぎ、改めた」のか、本文中に見当たりません。 「継続としたもの・改めたもの・追加したもの」を文中で明確にするのが必須と考えます。 もし「全面的に改訂／新たに作成」であればその旨冒頭に明示願います。	本計画は、本市を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえ、第2次環境基本計画の達成度(進捗)等を参考にしつつ、検討し原案を作成しました。 これらの策定過程を本計画の中ですべてお示しすることは難しいことから、できる限り端的に分かりやすく表現するため、ご意見を参考にP91～P92の「指標一覧」の表中に「新規」、「継続」、「拡大」、「変更」を記載いたします。 第2次環境基本計画の達成度や年次の推移につきましては、毎年作成・公表している環境報告書に掲載しておりますので、原案のとおりといたします。
31	計画全般	「目標指標及び目標指数」は、「第2次周南市環境基本計画」でも設定していたはずですが。 「第2次」の「目標指標及び目標指数」結果を踏まえて、今回「第3次」の「目標指標及び目標指数」を設定しているはずですが。 ・継続しているものは第2次の結果 ・新規設定分はその旨わかる様 ・終了分は結果と終了理由 を当基本計画に明示が必須と考えます。	
32	計画全般	各案件で「目標指標及び目標指数」を設定、P91-P92にその一覧がありますが、指数目標・数的目標は「今までの推移」も大事なはずですが。 「現状値」「目標値」の他に「過去値」(多くの「現状値」が2023年度値・「目標値」が2034年度値ですから、「現状」から11年程前、2010年度-2012年度値)を掲載すべきと考えます。	
33	計画全般	広報・啓発活動は目標指標設定が困難(数やればいいという訳ではない)と思われます。 基本計画策定後の対応では効果的計画的継続的対応を宜しくお願い致します。	本計画を推進するうえで、広報・啓発活動は重要な要素であると考え、効果的、計画的、継続的な広報・啓発活動に努めます。

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
34	計画全般	「企業団体に対する通知指導広報教育」の強化徹底を、基本計画に明示、又は基本計画に基づく施策実施時に実行宜しく御願ひ致します。「企業団体を通じての職員従業員⇔市民への通知指導広報教育」の強化徹底を、基本計画に明示、又は基本計画に基づく施策実施時に実行宜しく御願ひ致します。 (行政から市民への直接の通知指導広報教育は、手段なり効果なりが限定されると思います(市民アンケート回収率に顕著に表れていると思います)。より効果的な通知指導広報教育は、企業組織団体を通じて、だと感じます。)	「推進施策5-1-1 様々な主体への教育・学習の場の提供」や「推進施策5-1-2 様々な主体の参加の促進」に記載しているとおり、本計画の施策実施にあたっては、事業者とも十分に協力しながら進めてまいります。
35	計画全般	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際のどの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政等に関心又は用事の在る市民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願ひ ます(記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します)。	今回のパブリックコメントは、計画(素案)についてご意見をいただくために実施しています。 手続きにつきましては、周南市市民参画条例及び同施行規則に基づき実施しており、意見募集におきましては、同条例第10条の規定により、市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載、市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付けに加え、X(旧Twitter)やFacebook等のSNSを活用した広報も実施していることから、適正に実施しているものと考えます。
36	計画全般	意見送付市民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/市民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願ひします。 (意見募集結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願ひします。)	
37	計画全般	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。 市民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。 (案作成時に実施済とは思いますが一応。)	本計画の策定に当たっては、市民、事業者、学識経験者、市職員等で構成される周南市環境基本計画推進委員会において、令和5年度から協議いただいております。また、当該委員会委員の皆様のご意見を踏まえ策定しています。 また、市議会議員、市民、事業者、学識経験者等で構成される周南市環境審議会にも意見の聞き取りを行っています。

第3次周南市環境基本計画(素案)に対する意見の概要と市の機関の考え方

番号	項目	意見の概要	市の考え方
38	計画全般	当該案件、本文で約100頁、資料編で約30頁。 本来であれば関係する国や県の法令・計画も確認すべき、又他市パブリック・コメント/市民意見募集案件と募集期間重複。 このような案件で、意見募集期間が従来通り1ヶ月間と言うのは不適切と感じます。 期間の延長、或いは意見募集の際の意見を反映させた「素案」で再度意見募集実施、を希望致します。 今回は前述対応は無理/実施しないのであれば、今後「資料頁数」「他意見募集との期間重複」又「募集期間に年末年始等を含む」等々を考慮した募集期間設定を御検討(必要であれば条例改定)を宜しく御願ひ致します。	今回のパブリックコメントは、計画(素案)についてご意見をいただくために実施しています。 手続きにつきましては、周南市市民参画条例及び同施行規則に基づき適正に実施しているものと考えます。 提出された意見については、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表することとしておりますので、再度の意見募集は行いません。
39	計画全般	素案の中にSDGsなる偏った考え方が入っている事に懸念と反対を表明いたします！ 環境に配慮すること自体は何ら問題ありませんが、国や県、市などが今取り組むべき課題は沢山ある中、多くのお金や労力を割いてまで取り組むのは民意とかけ離れた行政の姿勢と言わざるを得ません！ 環境問題がどれほど差し迫った課題なのか、できうる限り正確な期限を提示すべきではないでしょうか？？優先順位と力の入れ様が示されてません！！ SDGsという偏った思想で、こういった課題があるにも関わらず強引に行政を進めないで下さい！！	本計画では、「持続可能な住みたくなるまち」を目指し、環境分野における5つの基本方針のもと分野横断的に施策に取り組むこととしており、これら各施策とSDGsの関連性を示すことで、各施策の推進がどのような効果を及ぼすのか分かりやすく表現しています。 また、気候変動に伴った激甚化する豪雨や気温上昇に伴う熱中症のリスク、海洋プラスチック問題等、多くの課題が既に地球規模で顕在化しており、国や県においても持続可能な社会の構築に向けて各政策を進めています。 本市においては、こうした国、県の動向や社会情勢を踏まえた上で、環境・社会・経済のバランスがとれた取り組みを推進していく必要があると考えています。